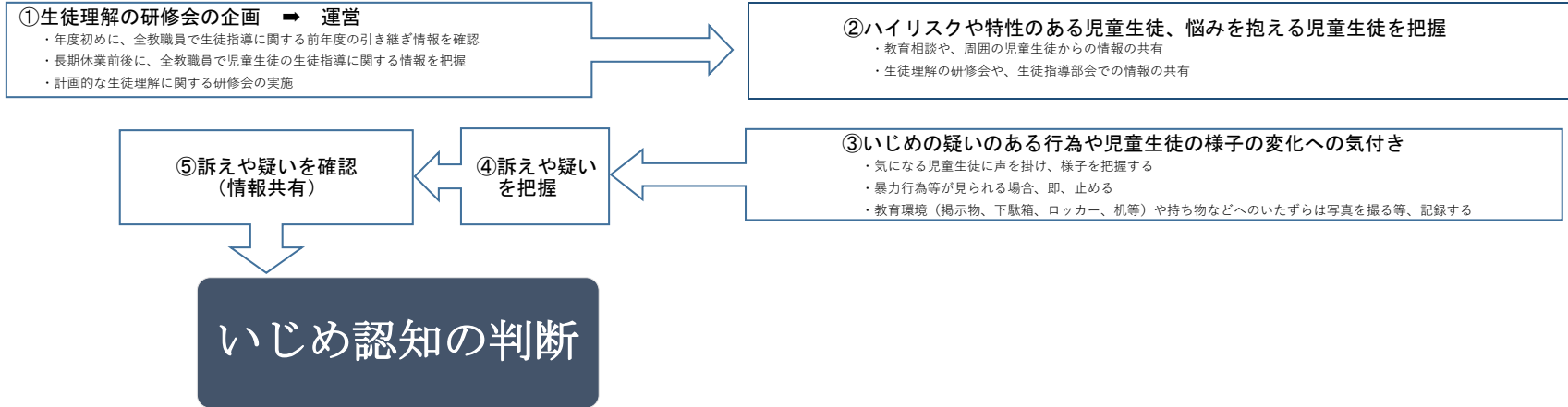


教職員が発見したいじめへの対応(いじめではないかの立場から)

学校いじめ対策組織	校長	教頭	生徒指導主事	学年主任	学級担任	副担任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
-----------	----	----	--------	------	------	-----	----------------------	------	-----



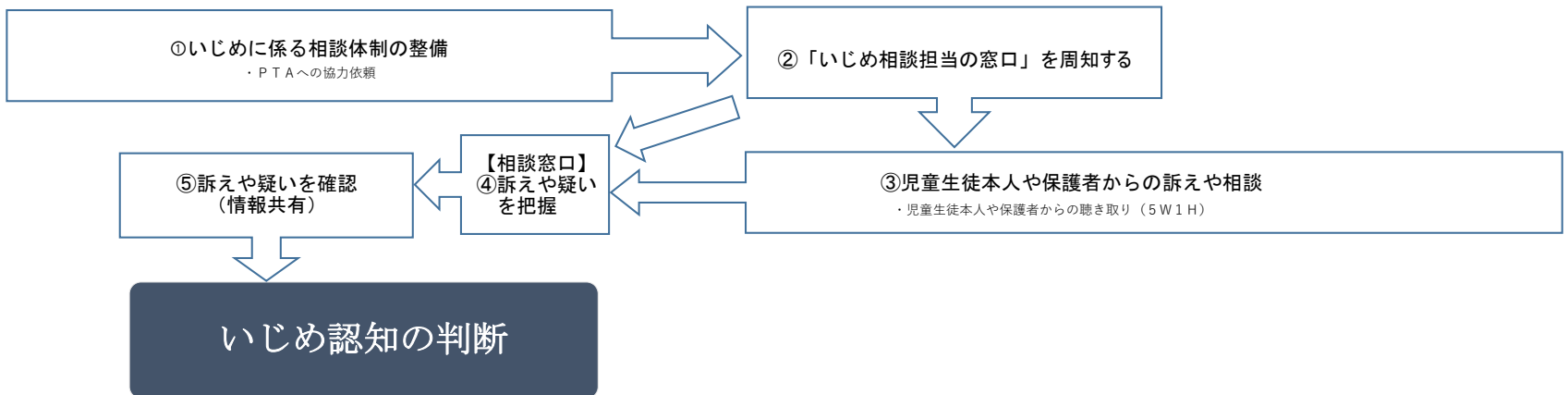
未然防止

早期発見

事案処理

本人・保護者からの訴えや相談への対応(いじめではないかの立場から)

学校いじめ対策組織	校長	教頭	生徒指導主事	学年主任	学級担任	副担任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
-----------	----	----	--------	------	------	-----	----------------------	------	-----



未然防止

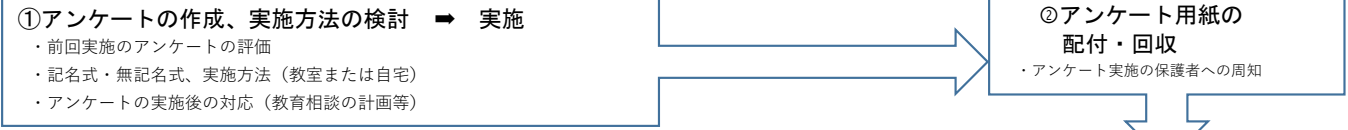
早期発見

事案対処

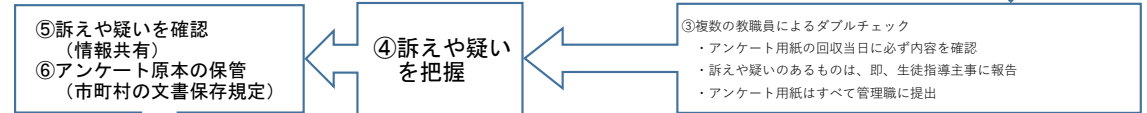
「きずな」アンケートからの訴えへの対応（いじめではないかの立場から）

学校いじめ防止等対策委員会	校長	教頭	生徒指導主事	学年主任	学級担任	副担任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
---------------	----	----	--------	------	------	-----	----------------------	------	-----

未然防止



早期発見



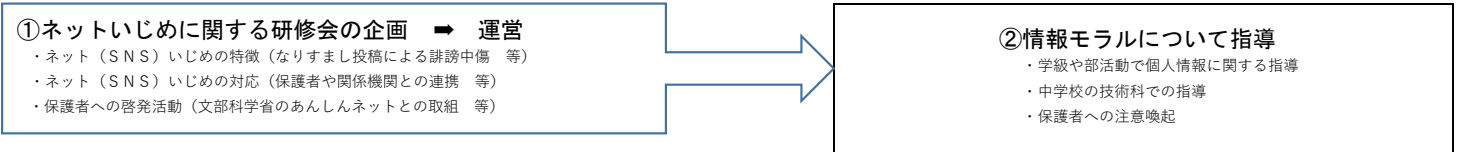
事案対処



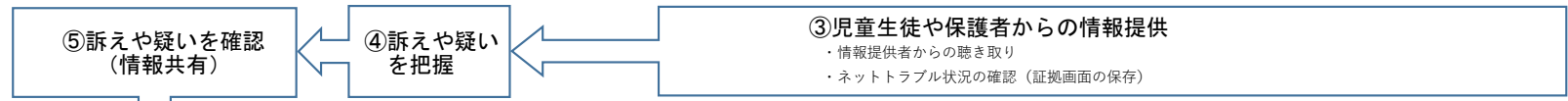
ネットいじめの訴えや情報提供の対応（いじめではないかの立場から）

学校いじめ防止等対策委員会	校長	教頭	生徒指導主事	学年主任	学級担任	副担任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
---------------	----	----	--------	------	------	-----	----------------------	------	-----

未然防止



早期発見



事案対処



被害生徒・保護者に寄り添った対応

学校いじめ防止等対策委員会	校長	教頭	生徒指導主事	学年主任	学級担任	副担任	関係の深い教職員 (部活動顧問等)	養護教諭	その他
---------------	----	----	--------	------	------	-----	----------------------	------	-----

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法第2条
 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ認知の判断

学校いじめ防止等対策委員会の実施

- ・認知した「いじめ」
 →市町村教育委員会にすべて報告（法23条2）
- ・生徒指導主事が会議資料を準備
 →「生徒指導記録」の活用
- ・いじめの「認知」「重大事態」の組織判断
 →①市町村教育委員会への連報・報告
 ②調査組織を設置
 ③基本調査の実施
- ・対応の検討（支援・指導体制と方針、SCやSSW、警察等の外部連携）
- ・対応状況（児童生徒や保護者の状況）の確認
- ・対応（指導・支援）の検証、修正

方針の決定（校長・教頭・生徒指導主事）

- ・学校いじめ防止等対策委員会の開催の判断、招集指示
- ・当面の児童生徒・保護者対応（初期対応）の判断、指示
- ・被害者側に寄り添い、取り組む姿勢の重視

被害と加害、関係児童生徒からの聴取内容の照合確認（事実確認）（生徒指導主事・関係学年職員）

- ・生徒指導主事は、聴取記録を整理・集約
- ・聴取した情報をその都度集約し、照合
- ・再聴取の判断、正確な事実の確認、実態の把握

教職員の情報共有（校長・教頭・生徒指導主事・関係学年職員等）

- ①被害・加害児童生徒に深くかかわる教職員への周知（教科担任・部活顧問への見守り・情報提供依頼）
- ②全教職員への事案と対応状況の周知

【関係機関連携】

- ★ 犯罪性が疑われる事案に関しては、警察との連携
- ★ SCやSSWの活用
- ★ PTA役員への説明、PTAへの協力依頼

被害を訴えた児童生徒からの聴き取り（生徒指導主事・担任・学年職員等）

- ☆ 聴き取りの初めに「必ず守り抜く」ことを伝え、安心して相談できるようにする
- ☆ 被害児童生徒の話にうなずくなど共感的に聴き、立場や心情を理解する
- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する → 「生徒指導対応記録」の活用
- ☆ 「よく話してくれた」「あなたは悪くない」等、勇気を認めて、自信を取り戻せるよう言葉掛けをする
- ☆ 聴き取りの最後に「いつでも相談のよ」「今日のことについて、また一緒に話をしよう」と見守り続けるメッセージを伝える

被害を訴えた児童生徒の保護者への連絡（担任・学年職員等）

- ・児童生徒への対応当日に、事実を説明し見守りを依頼
- ・学校の対応（途中経過も含めて）を情報提供

加害と疑われる児童生徒からの聴き取り（対象児童生徒が複数の場合は、個別に同時進行）（担任・学年職員等）

- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する → 「生徒指導対応記録」の活用
- ☆ いじめに至る背景や心情を理解する（ただし、自身の加害行為の正当化や責任転嫁を認めない）
- ☆ 「あの時どうすればよかったのか」「今後はどうするのか」を問い、心情を理解したうえでいじめが繰り返されないようにする

関係生徒（観衆や傍観者）からの聴き取り（生徒指導主事・担任・学年職員等）

- ☆ 聴き取りの初めに、秘密は守ることを伝える
- ☆ 観衆や傍観者であったことを責めず、事実を話すことは人（被害・加害生徒）を救う行為であることを伝える
- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する → 「生徒指導対応記録」の活用
- ☆ 観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解しつつ、自身の言動や態度を考えさせ、いじめを許さない気持ちをもたせる

加害と疑われる児童生徒の保護者への連絡（担任・学年職員等）

- ・正確な事実を説明し、学校の指導に協力を依頼
- ・特別な指導を要する場合には、来校いただき説明する。

(例) 文科省は、被害生徒が安心して教育を受けられるための措置として、必要に応じて別室指導等について検討するという方針。

関係児童生徒の保護者への連絡（担任・学年職員等）

- ・事実を説明し、学校の指導に協力を依頼

(例) 出席停止は、教育委員会の判断で、学校秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度。

全教職員によるいじめ対応

- ・再発防止に向けて、全教職員への見守りと情報提供の依頼
- ・必要に応じて「学校いじめ防止等対策委員会」のメンバーを拡大し、随時招集・開催

いじめ対応（指導・支援）の検証・修正

- ・定期的に「学校いじめ防止等対策委員会」を招集・開催し、対応状況の報告を受け、確認

いじめに係る児童生徒・保護者対応（校長・教頭・生徒指導主事・担任学年職員等）

- ・児童生徒の心情や内面を理解したうえで、解消に向けて保護者と協力し継続指導と観察
- ・児童生徒や保護者の状況を生徒指導担当の教員に報告
- ・定期的なアンケートや面談を実施し、状況を把握
- ・再発防止の取組（児童生徒の内面化を図る取組）

解消の判断

- ★ 被害生徒に対する心理的・物理的影響を与えていない状態が3か月続くまで継続
- ★ 被害生徒が苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に面談等により確認する）

継続的な見守り

- ・定期的なアンケートや面談を実施し、状況を把握
- ・再発防止の取組（児童生徒の内面化を図る取組）
- ・家庭での見守りの依頼、被害生徒の様子を把握